

## 鳥取県選挙管理委員会告示第58号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成7年鳥取県選挙管理委員会告示第9号（鳥取県知事選挙における政見放送の回数について）は、廃止する。

平成23年7月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

### 1 テレビジョン放送

株式会社山陰放送 1回

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1回

日本海テレビジョン放送株式会社 1回

### 2 ラジオ放送

株式会社山陰放送 1回